

広報ふたば



【表紙写真】 たくさんの思い出をありがとう・・・（双葉中学校卒業式）

町民の皆さまへ

町長施政方針

3月9日招集の令和4年第1回双葉町議会定例会において、伊澤史朗町長が施政方針を述べ、令和4年度における各種事業の取り組みなどを明らかにしました。



令和4年第1回双葉町議会定例会が開催されるにあたり、所信の一端を申し述べ、議員各位並びに町民の皆さまのご理解とご協力を賜りたいと存じます。

明後日の3月11日で、東日本大震災と東京電力福島第一原子力発電所事故から、丸11年を迎えます。当日は双葉町産業交流センターにおいて、町内では2回目となる「東日本大震災双葉町追悼式」を挙行し、改めて震災により

尊い命が失われた方々の御霊に対し、哀悼の誠を捧げてまいります。

新型コロナウイルス感染症については、本年に入ってから従来株よりも感染力が強いと言われるオミクロン株により感染者が急増し、福島県は1月30日から2月20日までの間、県全域に「非常事態宣言」を発出するとともに、「まん延防止等重点措置」の区域も県内全域に拡大し、感染防止対策を講じていたところでしたが、収束の兆しが見えない状況が続いていたことから、さらに3月6日まで「非常事態宣言」及び「まん延防止等重点措置」を延長して感染防止対策を行ってきたところで、

先週政府は、新規陽性者数が多く、病床使用率が依然として高い水準で推移している18都道府県で「まん延防止等重点措置」の期限を6日から21日まで延長することにしました。福島県は新規感染者数や病床使用率などがピーク時と比べ改善していることから再延長を要請しませんでした。引き続き予断を許さない状況にあることから療養者数を減少させ、医療提供を確実に、感染者数の少ない状態が安定的

に続くよう県民に基本的な感染防止対策の徹底を呼びかけております。

町民の皆さまにおかれましては、長期にわたり感染防止対策を実践されていることに心から感謝申し上げますとともに、今後も感染リスクの高い行動を控えるとともに、マスクの着用、手洗い、手指の消毒、三密を避けるなど引き続き基本的な感染防止対策の徹底をお願いいたします。

双葉町では、避難先の自治体のご協力のもと、重症化リスクの高い高齢者の皆さまから順に、当初の予定を前倒しして3回目のワクチン接種に係る対応を進めております。

こうした厳しいコロナ禍の最中であっても、双葉町は復興へのスピードを緩めることなく、復興まちづくり計画（第二次）に基づき、各種事業の具現化に取り組んでまいりました。

なお、本来なら昨年挙行すべきところであった双葉町合併70周年記念式典についてであります。新型コロナウイルス感染症の感染拡大が懸念されたこともあり、双葉町への帰還も見据えて、令和4年度町表彰式と併せて挙行したいと考えております。

さて、令和の新しい時代も早いもので4年目を迎え、また、明日10日で、私が町長に就任してから三期目の二年目を迎えることとなります。

双葉町は、今年6月以降の特定復興再生拠点区域全域の避難指示解除、町民の帰還、居住開始により新たな復興

のステージへのスタートラインに立ち、11年間の全町避難から町民の帰還へと大きく舵を切ります。これからのまさに双葉町の未来を切り拓いていくための正念場となるため、町民の皆さまの生活支援をはじめ、新たなまちづくりに取り引き続き全力で取り組み、町の復興への取り組みをさらに加速させてまいります。

そのために、まず、特定復興再生拠点区域の避難指示解除要件の充足を確認するため、放射線量等の低減状況について双葉町放射線量等検証委員会による専門的な見地から検証されること重要であると考えており、引き続き検証を重ねていただくこととしてまいります。

一方、同区域内に帰還を希望される方が、スムーズに帰還ができるよう1月20日から準備宿泊を実施しております。3月6日現在、準備宿泊に登録している世帯は延べ20世帯となっておりますが、今後、準備宿泊や帰還を希望される方には現状の生活環境の説明と各種情報の提供を行い、宿泊される方の安全対策をしっかりと確保し、準備宿泊等に関する理解を深めていただくよう取り組んでまいります。

また、避難指示解除に向けて、町民の皆さまのご意見を伺う場として、今後、国の原子力災害対策本部と共催で住民説明会を開催してまいります。双葉町放射線量等検証委員会からの報告書及び住民説明会での町民の皆さまのご意見を踏まえ、議会と協議をさせていただきますながら、特定復興再生拠点区

域全域の避難指示解除の適否やその時期を判断してまいります。

なお、避難指示が解除されても、当分の間、多くの町民の皆さまが避難先での生活を続けられることが予想されることから、引き続き避難先での生活支援を継続するとともに、医療費の一部負担金等の免除や高速道路の無料化の措置の継続について、国に対し、強く要望してまいります。

特定復興再生拠点区域外についてありますが、国へ拠点外の取り扱い方針の提示を強く要望したこともあり、昨年8月に特定復興再生拠点区域外について「2020年代をかけて帰還意向のある住民が帰還できるよう、帰還意向を個別に丁寧把握し、避難指示解除の取り組みを進める」という方針が国の原子力災害対策本部にて決定されました。時間軸を示したこの方針については、従来の政府方針から一歩進んだものと受け止めておりますが、双葉町としては、町内全域の避難指示解除を求めていく考えに変わりはなく、そのことを引き続き、国に強く求めてまいります。

そして、福島第一原子力発電所においては、中長期ロードマップに基づき、廃棄物対策、汚染水・処理水対策、使用済燃料プールからの燃料の取り出し、燃料デブリの取り出しに向けた準備などの廃炉作業が進められております。ALPS処理水については、昨年4月に国により安全性を確認、風評対

策を徹底することを前提に、海洋放出する方針が示されたところで、町の復興及び町への帰還を着実に果たしていくため引き続き、廃炉の安全かつ着実な実施を国並びに東京電力ホールディングス株式会社に強く求めてまいります。

現在までの復興の取り組みについて

町では、平成26年を復興元年と位置付け、町立学校の再開、双葉町復興まちづくり長期ビジョンの策定、復興公営住宅と町外拠点の整備、中間貯蔵施設への対応、災害記録誌の発行などに取り組み、一つ一つ着実に実現してまいりました。そして震災から8年目を迎えた平成30年を復興具現化元年と位置付け、双葉町復興まちづくり計画(第二次)に基づき「町の復興」「生活再建」「町民のきずな・結びつき」を施策の柱として各種事業の具現化に鋭意取り組み、一つ一つ実現してまいりました。

三期目の公約として

「町民の皆さまの生活支援策」と「町の未来を築くための施策」を掲げました。今後、公約の実現に向け、短期・中期・長期と様々な時間軸で取り組み施策の中で、解決すべき多くの課題や問題が顕在化してくると思いますが、それらにひるむことなく立ち向かい一つ一つ解決していくことが、双葉町の町長である私の果たすべき使命であると考えております。

今後、「町民一人一人の復興」と「町の復興」を基本理念として策定する双葉町復興まちづくり計画(第三次)の「実

施計画」や「まちなか再生プラン」等に位置付ける施策を実現してまいります。

令和4年度に重点的に 取り組む施策

優先してやらなければならないことは、町民の皆さまの命を守るための新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策であります。現在、変異株であるオミクロン株による感染者数が高止まりしていることから、3回目のワクチン接種が急がれております。

双葉町ではワクチン接種について、その履歴を健康管理システムに記録保存しており、2回目接種後、7カ月経過した高齢者の方から順次、接種券を送付しております。避難先の自治体との連携を強化しながら、速やかな接種ができるよう取り組んでまいります。

次に本年6月以降の特定復興再生拠点区域全域の避難指示解除を見据えた、町民の皆さまの帰還・居住に向けた主な事業に取り組んでまいります。特定復興再生拠点区域全域の避難指示解除については、先ほど述べさせていただいたとおりです。

役場の庁舎についてであります。町民の皆さまの帰還・居住に向けて町内で行政機能の本格的な再開をするため、現在、駅東側に仮設庁舎を整備しております。8月末からの町内における業務の本格的な再開が円滑に行われるよう執務環境や駐車場の整備を進めてまいります。

そして、町民の皆さまの帰還や居住に向けた防犯対策については、防犯灯の交換を進めていくとともに、防犯カメラも再整備してまいります。また、24時間体制の町内巡回パトロールに加え、特定復興再生拠点区域内の家屋等の戸別巡回に特化した事業も引き続き継続してまいります。また防災対策の一環として新たにデジタル化した防災行政無線を整備するとともに防災カメラも再整備してまいります。

帰還支援策としましては、準備宿泊で町が指定した宿泊所を利用される方への宿泊費、そして要件はありますが、町内に所有する住宅の清掃に要する経費、帰還に要する移転費用、住宅の改修工事等に要する経費及び合併浄化槽の設置に係る費用の一部をそれぞれ助成してまいります。

さらに、特定復興再生拠点区域及び帰還困難区域の住宅敷地が荒廃し、防犯・防災上の観点から対策を講じる必要があることから、自ら行う住環境の整備と環境美化支援の一環として、居住していた世帯または土地所有者に対し、今年度は、除草剤を3本配付してまいりましたが、来年度は配付数を増やし、最大10本としてまいります。

帰町後のまちづくりに関する事業や施策を取りまとめた双葉町復興まちづくり計画(第三次)についてでありますが、座談会やまちづくりミーティングなどでいただいた意見や有識者会議・復興町民委員会の委員の方々からのご意見を反映し、策定に向け現在、

鋭意作業を進めております。

また、策定された双葉町復興まちづくり計画（第三次）の実現に向け取り組むべき具体的な事業実施計画を策定してまいります。

「住む拠点」として、双葉駅西側地区内に整備を進めている災害公営住宅、再生賃貸住宅の供用開始を見据え、4月25日から6月30日まで事前登録の申し込みを受け付けます。なお、申込書は4月15日からいわき事務所、郡山支所、埼玉支所の各窓口で配布いたします。住宅については、現在、福島県の代行により整備を進めており、10月から一部での入居を予定しております。さらに拠点内2期分の用地を取得し、造成整備を行ってまいります。

JR双葉駅東側エリアにおける、町有地を活用した公設商業施設の整備に向けた条件整理や実現性を有する基本計画を現在作成しているところです。JR双葉駅東側エリアの再生の軸となるよう進めてまいります。

医療について

帰還される住民の方々の安全・安心を確保するとともに、健康不安を払拭するため、一次医療機関として、JR双葉駅西側に診療所を整備してまいります。

農業の振興について

特定復興再生拠点区域内の農地約190ヘクタールについて、6地区の農地保全管理組合が主体となり、耕起

や除草等の除染後農地の保全管理作業を行ってありますが、今後も安定した保全管理作業ができるよう国、県に対して補助金制度の見直しなどを強く要望し、農地保全管理組合の活動を支援してまいりますと考えております。

一方、町では、令和2年度に地域営農再開ビジョンを策定し、令和7年度を目途に本格的な営農再開を目指しておりますが、担い手の確保が喫緊の課題であります。農家の方が帰還され、営農を再開することが本来の姿ですが、農業者の高齢化や後継者不足などが、農業者の高齢化や後継者不足など、担い手の確保が困難なことなどから農業法人等の新規参入についても検討してまいります。

また、特定復興再生拠点区域内の水田についてであります。上羽鳥地区においては、震災と原発事故による長期避難に伴い、荒廃した用排水路、暗渠排水、畦畔の復旧、均平整地等の基盤整備工事を行います。また、園芸作物による営農再開を目指すため、両竹地区に農業用施設を設置するための土地の造成と測量設計を検討してまいります。その他の地区は、明治、大正、昭和初期に行われた区画整理事業で、区画が10アールと小さく、これからの効率的な営農を考えた場合、ほ場整備・基盤整備事業が不可欠であることから農業振興の重要な柱として事業の推進に取り組んでまいります。

双葉町の商工業の振興について

現在、中野地区復興産業拠点内に立地する企業については、20件、24社との立地協定を締結しております。今後

も中野地区復興産業拠点に係る土地整備事業を実施し、企業立地を一層促進するため、私が先頭に立って企業誘致活動を強力に推進するとともに、立地締結企業への情報提供及び企業同士の連携強化を図ってまいります。

町民の皆さまの絆の維持について

避難指示の解除により、帰還される町民と帰還を希望されない町民との心のつながりが希薄になることが心配されるため、スポーツ、芸術、文化、芸能活動、各種イベントなどを通して、町民同士の絆を一層強固なものにする必要があると考えております。今後も各種団体の育成、活動に対する支援を行うとともに、特にスポーツ等の交流事業の果たす役割は大きいことから、生涯スポーツ等のイベントが町内で開催できるよう、また防災対策として災害時の避難所等に使用できるよう双葉中学校の体育館を改修してまいります。

学校教育関係について

現在はいわき市の仮設校舎において幼稚園、小・中学校ともに、少人数の学級編成による充実した教育を行っているところですが、ICTを活用した教育をさらに推進するため、本年1月から配置しているICT支援員を引き続き配置してまいります。

双葉町内での学校再開についてですが、本来なら避難指示の解除とともに、双葉町での学校再開が望まれるところですが、現在のところ若い世代の町民の帰還が未知数であるため、幼稚園、小、中学校の校舎等の施設整

備については、若い世代の帰還状況や移住者の状況等を見ながら、整備時期や規模感などを慎重に判断する必要があると考えておりますが、双葉町の復興は、将来を担う若い世代抜きには考えられないことから、双葉町での学校再開は欠かすことができない最も重要な課題と捉え、取り組んでまいります。

現在、特定復興再生拠点区域内では、除染に伴う建物解体、撤去が進められておりますが、貴重な古文書等については、筑波大学の協力を得て被災家屋からのレスキューを継続的に行い、保存・整理を行っているところです。また、歴史的に価値のある文化財についても、保護をしていかなければならないことから、町内の歴史的建造物である「旧田中医院」を国の登録有形文化財として登録・保護しながらまちづくり拠点施設として利用したいと考えております。

以上、町長就任以来の取り組みと成果並びに令和4年度の町政に臨む私の所信の一端と町政の基本方針を述べましたが、町政運営にあたりましては、引き続き議会並びに町民の皆さまとの対話を重視するとともに、6月以降の特定復興再生拠点区域全域の避難指示解除、そして町民の皆さまの帰還と居住への対応並びに双葉町復興まちづくり計画（第三次）、実施計画の策定並びに具現化に向けて、職員一同全力で取り組んでまいりますので、議員各位並びに町民の皆さまの一層のご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。以上申し述べまして、令和4年度における施政の方針といたします。

特定復興再生拠点区域外の除染・解体などを早期に求める要望 ～ 9行政区の行政区長による要望活動～

3月2日、いわき事務所において帰還困難区域関係区長の会（羽鳥、石熊、山田、三字、細谷、寺松、渋川、鴻草、下長塚各区長）が伊澤史朗町長、伊藤哲雄町議会議員へ要望書を手渡しました。

要望書には拠点外の帰還困難区域内に住んでいた町民に対して実施したアンケートの結果が添付され、町内全域の除染を強く求める声が多い結果でした。

伊澤町長は要望を受けて「引き続き町内全域の除染を国をはじめ関係機関に求めていく」と述べました。



要望内容

- 1、町帰還困難区域の全域の除染と、家屋の解体を早期に進めていただくこと
- 2、区長会と国、関係機関との懇談会の早期開催について要望していただくこと

ふるさと帰還通行カードをご利用中の皆さまへ

～ お手元に届いた桃色のカードをご利用ください～

原発事故の警戒区域等に居住されていた方を対象とした高速道路通行料金の無料措置が令和5年3月31日まで延長になりました。今年の3月から順次、ふるさと帰還通行カードを利用中の皆さまへ、桃色のふるさと帰還通行カードが転送不要の簡易書留で郵送されています。

ふるさと帰還通行カードの郵送先は、ふるさと帰還通行カード申し込み時の住所で、町に届け出ている避難先住所はNEXCO東日本には通知されません。ふるさと帰還通行カードをご利用される方が避難先を変更した場合には、NEXCO東日本お客様センター（☎0570-024-024）へご連絡をお願いいたします。

郵便事情等で3月31日までに桃色のふるさと帰還通行カードがお手元に届かなかった方については、現在の水色のふるさと帰還通行カードを5月10日までご利用いただけます。

【問い合わせ先】 NEXCO東日本お客さまセンター

☎ 0570-024-024（ナビダイヤル）もしくは ☎ 03-5308-2424

※4月1日から「大型車」・「特大車」は無料措置の適用外となりました。本無料措置は生活再建に向けた一時帰宅等の移動を対象に実施しております。本無料措置制度の趣旨に沿った適切なご利用をお願いいたします。

富山一郎さん(新山)が交通栄誉章緑十字銀章を受章

3月15日、双葉警察署浪江分庁舎で富山一郎さんが、永年にわたり積極的に交通事故防止活動に尽力された功労として、警察庁長官、一般財団法人全日本交通安全協会会長の連名表彰を受章され、長沼克往浪江地区交通安全協会会長の同席のもと、石井弘敬双葉警察署浪江分庁舎所長より伝達を受けられました。

伝達を受けて富山さんは「浪江地区交通安全協会双葉支部に20歳くらいの時に入会して、双葉町敬老会での交通安全啓もう活動や児童・生徒の通学路での安全確保などに努めてきました。縁があって60年以上交通関係の仕事に携わらせていただいて、このように労っていただきありがたい気持ちでいっぱいです」と感想を述べられました。



◆ コーラスふたばの50年の歩みを記録誌に刻む ◆

コーラスふたばの50年間の活動の記録を1冊にまとめた「1971-2021 50th Anniversary コーラスふたば50周年記念誌」の発行を伊澤史朗町長に報告するため、2月21日、コーラスふたばのメンバー3人がいわき事務所を訪問しました。

寄贈いただいたコーラスふたば50周年記念誌は、いわき事務所、双葉町役場コミュニティーセンター連絡所、いわき市・郡山市・埼玉県加須市の町民交流施設などでご覧いただけます。



●●●●● 温かいご支援をありがとうございます ●●●●●



2月15日、歯科関係者の賛同者から募った多額の金員を株式会社成田デンタル様より町にご寄付いただきました。当日、オンラインで対談を行い、伊澤史朗町長から町の現状等を説明しました。



高野芳彦さん(山田)から、ヨットや農夫、あやめなど四季折々のテーマの竹絵(竹を使用した絵画)5枚を寄贈いただきました。いただいた竹絵は今後双葉町内の公共施設等に展示させていただきます。

「駅西住宅」入居者の募集案内

～ 4月25日から事前登録の申し込みの受付を開始します ～

事前登録の申し込みとは・・・

- ・駅西住宅への入居希望者を対象に、あらかじめ住居を指定して入居の予約ができる仕組みのことで、駅西住宅に入居するためには事前登録の申し込みが必要です。
- ・住戸のプラン（戸建、タウンハウス（集合住宅））ごとに入居できる時期が異なりますが、入居時期にかかわらず、事前登録の申し込みの受付は下記期間内に行います。

事前登録の申し込みの受付期間 令和4年4月25日から令和4年6月30日まで

入居までの流れ

事前登録の
申し込み

事前登録の
決定

令和4年7月

入居資格の確認

第1期…令和4年8月
第2期…令和5年2月
第3期…令和5年8月

入居

第1期…令和4年10月
第2期…令和5年4月
第3期…令和5年10月

- 事前登録のおしらせ（詳細版）と申込書は、4月15日から双葉町いわき事務所・郡山支所・埼玉支所各窓口で配布します。また、町公式ホームページからもダウンロードできます。
- 知人・親戚など複数世帯が隣同士で入居できる「グループ申し込み」ができます。

【問い合わせ先】 総務課 ☎0246-84-5201

駅西住宅に憩いの場づくりを

～ 高校生によるストリートファニチャー贈呈式 ～

JR双葉駅西側に整備中の駅西住宅に設置するストリートファニチャー（屋外家具）を、デザイン・製作した福島県立郡山北工業高校の生徒より2月24日に寄贈いただきました。寄贈いただいたのは六角形のテーブル1台と付属のイス3台、大きなベンチが1台と小型のベンチが3台です。

このストリートファニチャーには入居者同士の交流のきっかけとなってほしいという願いが込められており、生徒代表の渡邊祥希さんは「双葉町で幸せな生活を送ってほしい。ストリートファニチャーが、住民のつながりを深める手助けになれば嬉しい」と話しました。



消防委員会から消防活動に関する中間答申がありました

2月8日に伊澤史朗町長から消防委員会に手渡された諮問書についての中間答申書が、2月18日、いわき事務所で消防委員より伊澤史朗町長へ手渡されました。

消防団員の処遇等については答申書を元に、関係する条例を改正させていただきました。



～ 震災から11年の月日が流れて～



「東日本大震災 双葉町追悼式」

東日本大震災の発生から11年が経過した3月11日、双葉町産業交流センター大会議室において遺族の方々や関係者が参列し、東日本大震災双葉町追悼式が挙行されました。

双葉町では地震によって発生した大津波などで亡くなられた方が21人、震災関連死として認定された方が3月11日現在158人となっております。会場内にお名前が掲げられました。

参列者は、犠牲になられた



方々のご冥福を祈り午後2時46分に1分間の黙とうを捧げました。

追悼式では、伊澤史朗町長が「ここに改めて、最愛のご家族、ご親族、そしてご友人を亡くされた方々に心から哀悼の誠を捧げます。あの震災発生から11年、双葉町は今年、帰還に向けた準備宿泊をスタートさせました。一方で、避難指示が解除されるのは町域の15パーセントに過ぎません。政府は2020年代にかけて、特定復興再生拠点区域外の住民の帰還意向を伺って除染を行い、避難指示

解除を進める方針を決定しました。



した。引き続き、町内全域の避難指示解除に向けて、取り組みを進めてまいります」と震災で亡くなられた方々、震災が間接的な原因となり亡くなられた方々、双葉町に戻ることなく避難先で亡くなられた方々に、哀悼の誠を表し式辞を述べました。

続いて、橋本徹県議会議員、伊藤哲雄町議会議長、武藤孝雄双葉警察署長（代理）、加勢信二双葉地方広域市町村圏組合本部消防長が追悼の辞を述べられ、参列者は祭壇に白い菊花を手向け、亡くなられた方々を偲び手を合わせました。



～各地で東日本大震災犠牲者の追悼が行われました～



3月11日、旧騎西高校（現：SFAフットボールセンター）で双葉町埼玉自治会の主催により東日本大震災追悼式が行われ、約100人の方々が献花台に花を手向けました。吉田俊秀双葉町埼玉自治会会長のあいさつのあと、参列者は午後2時46分に双葉町の方角に向かって東日本大震災の犠牲者に黙とうを捧げました。



埼玉県
加須市

双葉町
埼玉自治会

東日本大震災・原子力災害伝承館



双葉町復興支援員（通称：ふたさぼ）主催の
フラワーズエール2022



大川義秋さん（下条）による追悼の箏演奏



キャンドルナイト



LEDランタン、キャリーザサンによる
インスタレーション（ランドポート(株)協力）



追悼の花火

Jヴィレッジ（広野町・楡葉町） SONG OF THE EARTH 311



追悼の巨大ダルマ引き
（双葉町観光協会協力）



町立学校の児童・生徒が制作した
大凧あげ

JR郡山駅前西口広場 キャンドルナイト



双葉町展示ブース
「ありがとうメッセージ」の展示

第1回双葉町議会定例会

令和4年第1回双葉町議会定例会で、伊澤史朗町長が行政報告を行いました。その概要をお知らせいたします。



行政報告

12月定例会以降の行政経過についてご報告します

― 双葉町成人式 ―

1月3日、いわき市において、「令和4年双葉町成人式」を挙行いたしました。震災当時小学校3年生だった新成人54人のうち20人が出席されました。代表者による「誓いのことば」、「はたちの夢・希望」の発表が行われ、新成人としての決意、ふるさと双葉町への想いを発表されました。また、同級生代表による双葉南小学校及び双葉北小学校の校歌のピアノ演奏や郡山女子大学短期大学部による記念品の贈呈など趣向を凝らした成人式となりました。

同日、成人式終了後に双葉町賀詞交換会を開催し、多くのご来賓の方々にご出席いただき、双葉町の復興・再生を誓い合いました。

― 双葉町ダルマ市 ―

1月8日、9日の両日、夢ふたば人の主催による双葉町ダルマ市

が、いわき市にある復興公営住宅 勿来酒井団地イベント広場で開催されました。恒例の奉納神楽やダルマみこし、巨大ダルマ引きのほか、双葉町民俗芸能発表会、双葉町芸術文化団体連絡協議会主催の第31回双葉町芸能発表会が行われました。

双葉町民俗芸能発表会には新山芸能保存会による神楽、前沢女宝財踊り保存会による前沢女宝財踊りが披露されました。また、第31回双葉町芸能発表会には標葉せんだん太鼓、コーラスふたば、双葉町民謡同好会、J Aスマイル大正琴の4団体が出演し来場者から多くの拍手が送られていました。

昨年は、新型コロナウイルス感染症の影響によりダルマ市の開催が見送られました。今年も両日ともに天候に恵まれ、会場には県内外の避難先から訪れた町民や地域の方々が見物客の双葉ダルマを

買い求めるなど、大勢の来場者でにぎわいを見せていました。



― 準備宿泊 ―

1月20日、本年6月以降の特定復興再生拠点区域全域の避難指示解除を目指して、その最初のステップである「ふるさとへの帰還に向けた準備のための宿泊」、いわゆる準備宿泊を午前9時より開始しました。

当日は、準備宿泊の開始に合わせ、双葉警察署との共催により防犯・防災パトロール出動式を開催し、関係機関である浪江消防署や浪江地区防犯指導隊双葉分隊、町の防犯パトロール事業業務受託者の方々へ、町民の皆さんが安心して拠点内のご自宅等で過ごすことができるよう、防犯、防災対策に向けた巡回の強化をお願いしてまいりました。町としましても、引き続き防犯、防災対策の強化に取り組んでまいります。

◆◆ 令和4年4月1日から行政組織が変わります ◆◆

令和4年4月1日より、学校教育、生涯学習・文化財等の業務をより迅速に対応できるようにするため、教育委員会事務局組織の改正を行いました。

改正の内容については以下のとおりです。

課の分割

教育総務課



令和4年4月1日より

教育総務課 (総務係・学校教育係)

生涯学習課 (生涯学習係・震災アーカイブ係)

◆ 事務所及び電話番号については変更ありません。

〒974-8261 福島県いわき市植田町中央一丁目16-13 エムケービル2F

☎ 0246-84-5210 FAX 0246-84-5248

「双葉中学校 第72回卒業証書授与式」



▲ 卒業証書授与



▲ 在校生送辞

3月11日、町立学校仮設校舎体育館において、双葉中学校卒業証書授与式が挙行されました。この日、1人の卒業生が新たな門出を迎え、在校生や来賓、保護者が盛大な拍手で迎える中、しっかりとした足取りで入場し、呼名を受けて大沼俊之校長から卒業証書を受け取りました。

大沼校長は「輝く未来に向かって双葉中学校での生活を糧に大きく羽ばたいてほしい」と式辞を述べ、館下明夫教育委員会教育長が教育委員会告辞を、伊澤史朗町長と伊藤哲雄町議会議長が祝辞を述べました。

続いて在校生を代表して2年生の堀本陽斗さんが卒業生との思い出を交えながら、学校生活や部活動、生徒会活動などで常に先頭に立ってくれた卒業生に対して、「これからも憧れの先輩として輝き続けてほしい」と送辞を述べ、卒業生の渡部勇さんが在校生1人1人との思い出を交えながら「あいさつ運動で培われた双葉中学校の明るい雰囲気や伝統にしていきたい」と答辞を述べました。



▲ 在校生と一緒に記念撮影



▲ 式歌、校歌合唱



▲ 卒業生答辞

令和4年 春の全国交通安全運動

運動期間 4月6日(水)から4月15日(金)までの10日間

運動のスローガン 自転車も ルールを守る ドライバー

年間スローガン わたります 止まるやさしさ ありがとう

運動の重点

- (1) 子どもを始めとする歩行者の安全確保
- (2) 歩行者保護や飲酒運転根絶等の安全運転意識の向上
- (3) 自転車の交通ルール遵守の徹底と安全確保



主唱：福島県、福島県交通対策協議会

ふくしま駅伝選手募集のお知らせ

双葉町体育協会駅伝部では、ふくしま駅伝へ参加いただける選手を随時募集しております。

震災以降ふくしま駅伝大会に連続で出場していましたが、昨年は全区間での選手確保が困難となり、大会が始まって以来初めての不参加となりました。特に中・高校生、一般の選手が不足しており、今後は町単独での出場が厳しい状況です。町単独で出場するためにも町民の皆さまのご協力が必要となります。走ることが好きな方、ふるさとのために走りたい方がいましたら下記までご連絡ください。

県内外問わずどなたでも大歓迎ですので、一緒に頑張っていただけの方を募集いたします。皆さまのご協力をよろしくお願いいたします。

年間スケジュール予定

- | | | |
|----------------------|---|--------------------------------------|
| ・ 6月(予定) … 練習会 | ◇ | ・ 11月19日(予定) … 第34回ふくしま駅伝開会式 |
| ・ 8月 …… 夏期合宿 | ◇ | |
| ・ 10月 …… 秋季合宿 | ◇ | ・ 11月20日(予定) … 第34回ふくしま駅伝大会(白河市～福島市) |
| ・ 10月下旬 …… 最終選手エントリー | ◇ | |
| ・ 11月上旬 …… コース試走 | ◇ | ※練習会を随時開催予定です。 |

【問い合わせ先】 生涯学習課 生涯学習係 ☎ 0246-84-5210

双葉町文化・スポーツ大会出場者激励金について

この激励金は、県代表等としてアマチュア大会に出場する方に交付するものです。該当の方は、令和4年4月1日から令和5年3月31日まで随時受け付けておりますので下記までご連絡ください。

● 対象となる大会

対象となる大会は、次のいずれにも該当するものとします。

- ① 文部科学省等公共機関が主催する大会又はそれに準ずる大会
- ② 地方ブロック大会以上の大会及び国際大会



● 部門

- ① 文化大会(合唱、吹奏楽、演劇、弁論大会等)
- ② スポーツ大会(スポーツ少年団主催大会、国民体育大会、インターハイ、及びこれらに係る地方ブロック大会等)

● 激励金の額

- ① 地方ブロック大会及び全国大会
1人 10,000円
- ② 国際大会 1人 20,000円

● 対象となる方

県代表等として監督、コーチ及び選手として、登録されている方のうち下に該当する方。

- ① 双葉町に住所を有する方
- ② その他町長が特に認める方

● 準備していただく書類

- ① 大会開催要項の写し
- ② 大会出場を証明できる書類の写し(メンバー表等)
- ③ 予選会での成績表の写し

その他申請書等が必要となりますが、上記書類が揃い次第下記窓口までご連絡ください。

● 注意点

激励金の交付について、上記書類の提出していただいたうえで審査が必要となります。

【問い合わせ先】 生涯学習課 生涯学習係 ☎ 0246-84-5210

◆ 国民年金保険料「学生納付特例制度」について ◆

～4月より新年度の申請受付が始まります～

学生納付特例制度は、学生の方は一般的に所得が少ないため、ご本人の所得が一定以下の場合、申請により国民年金保険料の納付が猶予される制度です。申請の受付は、双葉町いわき事務所（各支所でも受付できます。）または最寄りの年金事務所となります。

**令和4年度保険料
月額16,590円です。**

【対象になる方】 大学(大学院)、短大、高等学校、高等専門学校、専修大学、各種学校(※)に在学する学生の方です。
※学校教育法で規定されている修業年限が1年以上の課程(私立の各種学校については都道府県知事の許可を受けた学校に限られます。)

なお、一部の海外大学の日本分校、夜間・定時制課程や通信課程の方も含まれます。

【所得の目安】 学生本人の前年所得が128万円(令和2年度以前は118万円)以下。(ただし、学生に扶養家族がいる場合は、基準額が変わります。)

【追納制度(後払い)について】

学生納付特例が承認になった期間は、将来受け取る年金の受給資格期間は確保されますが、保険料を全額納付したときに比べ、将来受け取る年金額が少なくなります。



そこで社会人になったら

学生納付特例制度を受けた月以降の10年以内であれば保険料を追納できます。

追納することで将来の年金額を増やすことができます。

ただし、3年目以降に保険料を追納する場合は、当時の保険料に加算額が上乗せされます。

※学生でも上記制度に該当しない方、学生の方以外で国民年金保険料の納付が困難な方は、申請により保険料が免除・猶予される制度もありますのでご相談ください。



令和4年4月から「基礎年金番号通知書」により基礎年金番号をお知らせします

令和4年4月以降、被保険者資格の取得手続きをとり、初めて年金制度に加入する方には、これまでの年金手帳に代わり「基礎年金番号通知書」が発行されます。

※すでに年金手帳をお持ちの方には「基礎年金番号通知書」は発行されませんので、引き続き年金手帳を保管してください。

【問い合わせ先】 健康福祉課 国保年金係 ☎ 0246-84-5205

双葉町社会福祉協議会

～4月 健康運動教室・サロンのお知らせ～

こころとからだの健康のため、運動不足を解消しましょう。参加をご希望の方は、事前申し込みが必要となりますので、下記問い合わせ先へご連絡ください。

● 健康運動教室

会 場	開催日	時 間	問い合わせ・申込先
南東北総合卸センター 2階第6会議室 (郡山市喜久田町卸1丁目1-1)	①第1、3水曜日 ②第1、3木曜日 ③第2、4木曜日 のいずれか	13:30～15:00	郡山事務所 ☎024-973-5291
福島市老人福祉センター 2階研修室 (福島市仁井田字八ツ割川原3)	4月19日(火)		
双葉町役場南相馬連絡所 1階会議室 (南相馬市原町区青葉町2-62-2)	毎週水曜日	① 9:30～11:00 ② 13:30～15:00 のどちらか	南相馬出張所 ☎080-5730-1166

● 社協サロン

会 場	開催日	時 間	問い合わせ・申込先
郡山市喜久田公民館和室3 (郡山市喜久田町堀之内字下河原1)	4月25日(月)	10:00～11:30	郡山事務所 ☎024-973-5291

令和4年度（2022年4月～2023年3月）

予防接種のお知らせ

●子どもの予防接種（定期・任意）

赤ちゃんがお母さんからもらった抵抗力（免疫）は、成長とともに自然に失われるため、自分で免疫をつくって病気を予防する必要があります。その助けとなるのが予防接種です。

大きくなれば外出の機会や他の人と接触する機会が増え、感染症にかかる可能性も高くなります。予防接種に対する正しい理解のもとで、感染症から子どもを守るために予防接種を受けましょう。

なお、接種の対象時期（対象年齢）が過ぎてしまうと費用が自己負担となりますので、ご注意ください。



◆予防接種スケジュール◆

ワクチン名	2カ月	3カ月	4カ月	5カ月	6カ月	7カ月	8カ月	9カ月	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳～
B型肝炎	①	②				③										
ロタウイルス	1価	①	②													
	5価			③												
ヒブ	①	②	③						④							
小児用肺炎球菌	①	②	③						④							
四種混合・二種混合		①	②	③					④							① 11歳（二種混合）
BCG				①												
MR（麻しん風しん混合）									①					②	年長がおすすめ	
水痘（みずぼうそう）									①							
日本脳炎											① ②	③				④ 9歳
HPV （ヒトパピローマウイルス）																①②③ 小学校6年生以降
おたふくかぜ									①			(②)				
インフルエンザ					※10月～11月ごろがおすすめ											
髄膜炎菌											※海外留学や寮生活の方に推奨					

定期接種の対象期間

任意接種の対象期間

◆任意予防接種の接種費用の助成◆

ワクチン名	対象者	助成内容	申請回数
小児インフルエンザ	生後6カ月～12歳	1回の接種につき2,000円を上限	2回/年
	13歳～中学3年生	1回の接種につき2,000円を上限	1回/年
おたふくかぜ（通年）	満1歳以上～小学校就学前	1回の接種につき4,000円を上限	1回のみ

乳幼児健康診査のお知らせ

現在、双葉町は福島第一原子力発電所事故による避難中のため、町での乳幼児健康診査を行っていません。原発避難者特例法により、避難先自治体で受診していただくことができます。

ただし、乳幼児健康診査については、健診対象月齢や実施方法が各自治体によって異なりますので、詳しくは避難先自治体の母子保健担当部署にお問い合わせください。

乳幼児健康診査をスムーズに受診するためにも、避難先の住所の変更があった場合は、速やかに双葉町へ連絡をお願いします。



● 成人の予防接種

- ◆ HPVワクチン（ヒトパピローマウイルス感染症）の定期予防接種が再開されます。
対象の方には、今年度中に順次、予診票を送付します。

対象者	① 小学校6年生から高校1年生までの女子（定期接種の対象者） ② 平成9年4月2日から平成20年4月1日までの間に生まれた女子（積極的な勧奨の差し控えにより接種機会を逃した方）	
-----	---	---

※ HPVワクチンはHPV感染を予防することで、子宮頸がんの発症を防ぐためのワクチンです。

- ◆ 成人風しん追加的対策が令和7年3月末まで延長になりました。
現在お持ちのクーポン券は来年2月末まで使用できます。できるだけ早めにご使用ください。

対象者	① 昭和37年4月2日～昭和54年4月1日生まれの男性で、過去に風しんの抗体検査を受けたことがない方
-----	--

◆ 成人風しんの予防接種費用の助成

ワクチン名	対象者	助成内容	申請回数
成人風しん (通年)	双葉町に住み票があり、妊娠を予定又は希望している女性とそのパートナー	・抗体検査委費用 全額 ・予防接種費用 全額	1回のみ

● 高齢者の定期予防接種

予防接種は、高齢者の発病防止や重症化の防止に一定の効果があることが確認されていますが、一方で体調や体質などによる副反応が生じることがあります。接種を希望される方は、効果や副反応などについて十分理解した上で、医師と相談し接種を受けてください。

ワクチン名	対象年齢	申請回数
インフルエンザ (10月～)	・接種日の年齢が65歳以上 ・60歳以上65歳未満で、心臓・腎臓・呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能に障がい有する方（身体障がい者手帳1級程度）	1回/年
高齢者肺炎球菌 (通年)	・令和5年3月31日時点の年齢が65歳・70歳・75歳・80歳・85歳・90歳・95歳・100歳 ・60歳以上65歳未満で、心臓・腎臓・呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能に障がい有する方（身体障がい者手帳1級程度） ※これまでに高齢者肺炎球菌ワクチンを接種したことのある方は助成の対象となりません。	1回のみ

● 手続きのご案内

◆ 接種方法

○ 福島県内にお住まいの方

あらかじめお渡ししている予診票（お子さまは出生届時、その他は個別送付）で、県内の予防接種実施医療機関で接種が受けられます。あらかじめ医療機関に連絡をしてください。予診票を紛失してしまった等でお手元に無い場合にはご連絡ください。

○ 福島県外にお住まいの方

- ・原発避難者特例法により、避難先の自治体で接種を受けることができます。
- ・避難先自治体の予防接種担当部署にお問い合わせください。なお、町からの依頼書等が必要な場合にはご連絡ください。

◆ 助成申請方法

お子さまの任意予防接種だけでなく、県外で受けた高齢者インフルエンザの自己負担分についても対象となります。

町公式ホームページから申請書をダウンロードして、領収書（原本）、お子さまの場合は母子健康手帳の「予防接種の記録」のページのコピーを添えて申請してください。（郵送可）

初めて申請される場合は振込先の書類が必要な場合がありますので、申請前にご相談ください。

** 双葉町の県内総合健診の取り組みについて **

令和3年9月から10月にかけて県内8カ所で行われた総合健診では、申し込みの約90%の方が受診されました。昨年度も、新型コロナウイルス感染症対策として受付時間を割り振って案内しましたが、大きな混乱もなく終了できました。ご協力ありがとうございました。

令和4年度も、新型コロナウイルス感染症対策を講じながらの総合健診を計画しています。

健(検)診は「健康づくりをはじめのきっかけ」のひとつです。それまでの生活習慣の見直しや早期がんの発見につながる貴重な機会です。

今年の総合健診の意向調査も、例年どおり6月中旬実施を予定しています。お申し込みをお待ちしています。

【問い合わせ先】 健康福祉課 健康づくり係 ☎0246-84-5205

◆◆◆ 令和4年度の婦人がん検診の意向調査へのご協力ありがとうございました ◆◆◆

県内にお住まいの双葉町の女性の皆さんに婦人がん検診（子宮がん検診は20～84歳の女性、乳がん検診は40～84歳の女性）の意向調査をお送りし、多数の方に申し込みをいただきました。ご協力ありがとうございました。

なお、申し込みを忘れていた方や85歳以上の方などで

婦人がん検診をご希望の場合、4月中に下記までご相談ください。

【問い合わせ先】 健康福祉課 健康づくり係 ☎0246-84-5205

消防署からのお知らせ

 **病院に行くか**  **救急車を呼ぶか**
迷ったら『#7799』にご相談ください。

『#7799』とは夜間に急な病気や怪我をした際に応急手当の方法、受診や救急要請の必要性に対して専門家による助言が受けられる福島県独自の電話相談窓口です。

例

電話相談

住民（急病疑い）



夜間救急電話相談窓口

緊急性高い場合

救急車を要請するよう助言



緊急性低い場合

適応な医療機関の案内



【受付時間】 19時～翌朝8時（年中無休）

【対象区域】 福島県内全域

【電話番号】

県内の固定電話・携帯番号から ☎#7799

ひかり電話・PHSなど上記以外から ☎024-524-3020

※15歳未満の方の症状に関する相談は別途窓口になります。

☎#8000または

☎024-521-3790

火事と救急は119番 <消防署連絡先>

・浪江消防署 ☎0240-34-4111

・富岡消防署 ☎0240-22-2119

《相馬税務署からのお知らせ》

消費税のインボイス 制度に関する説明会

税務署では、事業者の方を対象に消費税のインボイス制度説明会を開催します。

説明会は、事前予約制により、各回とも定員になり次第、受付を終了します。

【日程等】

- ① 令和4年4月21日(木)
午後3時40分～午後4時30分
会場：相馬市総合福祉センター
(はまなす館) 多目的ホール
(相馬市小泉字高池357)
定員：100名
- ② 令和4年5月18日(水)
午後1時30分～午後2時30分
会場：相馬税務署 2階会議室
(相馬市中村字曲田92-2)
定員：10名
- ③ 令和4年6月15日(水)
午後1時30分～午後2時30分
会場：相馬税務署 2階会議室
(相馬市中村字曲田92-2)
定員：10名

【申込先】

相馬税務署 法人課税第一部門
☎0244-3613942 (直通)

令和4年3月16日 福島県沖地震による被害状況について

(令和4年3月18日 午前8時現在)

災害の概要

発生日時…… 令和4年3月16日 23時36分頃
震源地…… 福島県沖
震源の深さ…… 60km
震度…… 6弱(双葉町)
マグニチュード… 7.3(速報値)

警報等の発表状況

区分…… 避難指示 地区…… 全域
対象世帯…… 4世帯 対象人数… 7人
指示等日時… 3月16日23時41分
解除等日時… 3月17日 5時00分
避難理由等… 地震警戒 津波注意報

避難所開設状況

避難所名…… 双葉町コミュニティーセンター
避難所種別…… 臨時避難所
住所…… 双葉町大字長塚字町西39-22
開設日時…… 3月16日23時41分
閉鎖日時…… 3月17日 5時25分
受入避難世帯数… 2世帯 受入避難者数… 2人
※被害状況については、町公式ホームページに掲載しております。



(タブレット・スマートフォン用QRコード)



JR双葉駅南側の歩道橋のズレ

人のうごき2月分 敬称略

お誕生おめでとうございます

氏名	生年月日	保護者	行政区
やない 矢内 咲菜	2月8日	洸平・香	山田
いざわ 伊澤 燈	2月18日	哲・愛	三字

お悔み申し上げます

氏名	年齢	死亡日	行政区
衣川 順	87	1月28日	下条
梅田 孝子	86	2月15日	新山

連絡のついた方で、了承の得られた方のみ出生、死亡の方の名前を掲載しています。
なお、掲載を希望しない場合は秘書広報課までご連絡ください。

秘書広報課 ☎0246-84-5202

双葉町民の避難状況 (令和4年2月28日現在)

- ・福島県内に避難されている方 3,980人
- ・福島県外に避難されている方 2,719人

※平成23年3月11日時点の住民基本台帳人口から死亡者を引き、出生者と転入者を加えた人口を示しています。

— ふるさと絆通信について —

ふるさと絆通信の取材については対面で行う取材形式のため、令和4年4月号(第105号)については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため取材を順延いたします。

環境省 福島地方環境事務所からのお知らせ

除染・解体工事について

●建物解体申請の締め切りについて

双葉町の特定復興再生拠点区域の建物解体の申請受付を以下の期間まで受け付けています。申請書類をそろえるのに時間を要する場合があるため、解体を希望する場合は、解体申請の受付窓口にお早めにご相談下さい。

【解体申請受付期間】

特定復興再生拠点区域の避難指示が解除される日から概ね1年後となります。双葉町では令和4年6月以降の避難指示解除を目標としていますが、具体的な申請受付の締切日は、今後特定復興再生拠点区域の避難指示が解除される日が決定されてから改めてお知らせします。

【解体申請受付窓口】

<場 所> 双葉町いわき事務所1階（いわき市東田町2丁目19-4）

<受付時間> 月曜日～金曜日 8:30～17:15（祝日及び12月29日～1月3日を除く）

※解体申請受付窓口の受注者については、決まり次第お知らせします。

片づけごみについて

●片づけごみの個別回収について

双葉町の特定復興再生拠点区域内における家屋について、家屋の片づけによって生じた片づけごみの回収を行っております。

【片づけごみ回収申込先】 双葉町片づけごみサポートセンター

<受付時間> 月曜日～金曜日 8:30～17:00（祝日及び12月29日～1月3日を除く）
（※FAXによる受付は24時間行っております。）

※令和4年度環境省業務受託業者については、決まり次第ご案内いたします。

環境省 福島地方環境事務所からのお知らせ ～中間貯蔵施設について～

◇中間貯蔵施設見学会について

▶中間貯蔵工事情報センターでは、工事の進捗を紹介するため、中間貯蔵施設をバスで巡る見学会を開催しています。4月は、8日（金）、23日（土）を予定しています。

見学のお申し込み・お問い合わせは、中間貯蔵工事情報センター（☎0240-25-8377）までお願いします。（URL）http://www.jesconet.co.jp/interim_infocenter/index.html



◇輸送について

双葉町内中間貯蔵施設の受入・分別施設等への輸送の状況は下記のとおりです。

・2021年度は、791,336㎡搬入しています。（2015年からの累計は3,769,818㎡）※3月5日現在

◇放射線モニタリングについて

▶空間線量率の測定により、除染土壌等の搬入による周辺への影響は見られないことが確認されています。今後もしっかりと安全対策及び放射線の監視を行ってまいります。

▶中間貯蔵施設及び周辺モニタリングの結果については、以下のJESCO（中間貯蔵・環境安全事業株式会社）のHPで公表しております。（URL）<http://www.jesconet.co.jp/interim/operation/monitoring.html>



【問い合わせ先】福島地方環境事務所 中間貯蔵部 中間貯蔵総括課 ☎024-563-1293



双葉の風だより

全国に避難されている皆さんから寄せられた
お便りの一部をご紹介します

テレビのニュースからですが、ウクライナの人々が「私たちはどこへ行けばいいのでしょうか」と言っていました。これは11年前の私達です。以前、立命館大学の村本邦子先生にお話を伺いました。村本先生は震災の年から学生さんと一緒に青森・岩手・宮城・福島と被災地を訪ねて、被災者に寄り添い、話を聞いたことを本にまとめて出版されました。3.11の証人となった10年 無関心でいたくない、他人事にしたくない、東日本大震災を周辺から記憶し、記録した10年間の物語『周辺からの記憶』より、福島原発事故とチェルノブイリ原発事故の展示を以下に引用しました。村本先生から、掲載することの了解を得ています。

目黒 とみ子(山田)

「ウクライナの首都キエフにあるチェルノブイリ・ミュージアムをみて」

2019年9月、チェルノブイリ原発事故があったウクライナに行くため、アムステルダム経由でキエフに飛んだ。ウクライナ国立チェルノブイリ・ミュージアムは事故地から約百キロ離れたウクライナの首都キエフ市の中心部に位置する。アクセスは良いが、大きな看板があるわけではなく、元々は消防署だったという細長い二階建ての建物で、玄関部分は、見張り台だったのか三階建ての塔になっている。淡いクリーム色に白い縁取り、木製アーチ型の扉と窓で、洒落た印象を与える。入り口には、キリル文字と英語で「国立チェルノブイリ博物館」と書かれた地味な表札がかかっていた。博物館らしくない外観なので、注意しなければそれとわかりにくい。受付を済ませて展示室に足を踏みいれると、最初に目に飛び込んできたのは、なんと福島原発の事故の展示だった。ウクライナ語と日本語で書かれたメッセージが掲示されていた。

地震、津波被害の新聞記事、双葉町の「原子力明るい未来のエネルギー」の看板や白い防護服を着た作業員、避難家族と被災した自宅や仮設住宅の写真、原発反対デモの写真と関連の新聞記事、原発サイト、甲状腺検査を受ける子ども、積み上げられた除染土、柿や桃などの福島の農産物を含む風景、津波後の光景と鯉のぼりの写真などが展示されていた。全体としては、原発事故の悲惨さ、過酷さを訴える内容になっている。

二階の展示室に入ると、ウクライナ・チェルノブイリ原発事故の展示だった。1986年4月26日午後1時23分 4号炉で事故は起きた。白いホースを持った消防士と作業員、等身大のオブジェの人形とまるい時計。その他たくさんの説明するものが展示されていた。

福島の展示コーナーでは、液晶画面に福島原発事故の映像が映し出されており、その両脇に、ウクライナ語と日本語で書かれたメッセージが掲示されていた。

桜の枝 煙の美女 この枝に歩み寄って 優しく抱きしめる。チェルノブイリから 宜しくと伝えておく。桜が息で返事をする。全世界が悲しみに暮れ、皆が心配になり 祈りが天国まで響く その中に私たちの声：私達はあなたと共にいる。桜—私たちの姉妹。傷が癒されるように 祈りを捧げている。諦めないで！あなたの兄弟 キエフの栗の木より。

壁には「福島への祈り」と書かれた小さなチラシが貼ってあった。

【文芸】

俳句・一人居の窓辺さわやか 春の風

川柳・初ひ孫 宝のごとく そつと抱き

・方言で ニュースやりとり 故郷の友

・人混みで 人の匂いの ない都会

・逝きし亡息子の 遺影に語る 日課なり

今泉 禮子(長塚二)

今月のベストスマイル



いわき事務所を訪れた、横山泰仁さん（長塚一）の笑顔です。

編集後記

今月号の表紙は3月11日に行われた双葉中学校卒業式での一場面です。卒業生に送られた送辞や、在校生に送られた答辞から、双葉生が学年の枠を超えてお互いに協力し合い学校生活を送ってきた様子が伺えました。「いつまでも先輩を応援し続けま

す」という送辞のメッセージは、新生活を迎える卒業生を激励する在校生の思いが詰まっています。東日本大震災から11年が経過した3月11日から3日間、東日本大震災原子力災害伝承館では、双葉町復興支援員（通称・ふたさば）主催のフラワーズエールを開催しました。メイン会場である伝承館のほかに双葉町産業交流センターとJR双葉駅東西自由通路にもフラワースタンドを設置し、来町者の皆さんにご覧いただきました。



▲双葉町産業交流センター



▲JR双葉駅東西自由通路

連絡先

- いわき事務所
〒974-8212
福島県いわき市東田町二丁目19-4
☎ 0246-84-5200
FAX 0246-84-5212
✉ futaba@town.futaba.fukushima.jp
- 郡山支所
〒963-8024
福島県郡山市朝日一丁目20番2号
☎ 024-973-8090
FAX 024-933-5120
✉ fukushima@town.futaba.fukushima.jp
- 埼玉支所
〒347-0105
埼玉県加須市騎西36番地1 加須市騎西総合支所2階
☎ 0480-53-7780
FAX 0480-53-7266
✉ saitama@town.futaba.fukushima.jp
- コミュニティセンター連絡所（午前9時～午後4時）
〒979-1471
福島県双葉郡双葉町大字長塚字町西39-22
☎ 0240-23-0051
FAX 0240-23-0052
- 南相馬連絡所（午前8時30分～正午、午後1時～午後5時15分）
〒975-0039
福島県南相馬市原町区青葉町2-62-2
☎ 0244-32-1275
FAX 0244-32-1277
- つくば連絡所（月・火・水 午前9時～午後5時）
〒305-0044
茨城県つくば市並木3丁目1 551棟
☎/FAX 029-854-7511

○双葉町公式ホームページ
<https://www.town.fukushima-futaba.lg.jp/>

○双葉町産業交流センター
公式ホームページ
<https://www.f-bicc.jp/>



○双葉町公式YouTubeチャンネル
<https://www.youtube.com/user/futabakoho>

○双葉町公式ブログ「ブログふたばのわ」
<https://futabanowa.wordpress.com/>